

平成28年度第1回小規模保育事業実施法人選考委員会 会議要旨

日 時	平成28年11月16日(水) 10:00~11:30
場 所	宇治市役所 3階 301会議室
出席者	星川委員長・野村委員・澤田委員・澤畑委員・下山委員・事務局職員
傍聴者	なし
会 議 内 容	
1	開会
2	委員長挨拶
3	委員紹介 ①宇治市小規模保育事業実施法人選考委員会の設置根拠等について 事務局が資料2に基づき説明。 ②委員紹介 事務局が資料1に基づき各委員を紹介。
4	議事 (1) 会議の公開について ①事務局より「宇治市小規模保育事業実施法人選考委員会の会議の公開に関する要項(案)」「傍聴に係る注意事項(案)」「宇治市情報公開条例(抜粋)」に基づき説明。 【質疑】 委 員：要項案は昨年度の選考委員会で採用されたものを参考としているのか。 事務局：昨年度の選考委員会における要項を今回の案として提示している。 →事務局案が承認され、「宇治市小規模保育事業実施法人選考委員会の会議の公開に関する要項」として採用された。 ②「宇治市小規模保育事業実施法人選考委員会の会議の公開に関する要項」第13条の規定に基づき、議事(2)までを公開、(3)以降について非公開とすることを決定。 (2) 平成28年度宇治市小規模保育事業実施法人募集要項について 事務局が資料3、資料4に基づき説明。 【質疑】 委 員：認可保育所と小規模保育事業との違いは何か。 事務局：認可保育所は京都府の条例に基づき、京都府が認可する。そして、給付費の

支給のために市が確認を行う。小規模保育事業は市の条例に基づき認可も確認も市が行う。

委員：設備面での違いは何か。

事務局：職員配置が年齢別配置に加え1人多い。また、対象児童が0～2歳児までとなる。園庭に関しては代替が可能なので、公園や連携施設の園庭を利用できる。保育所の園庭は敷地内にあるが、1人あたりの面積基準は同じである。

委員：保育内容は変わらないのか。

事務局：変わらないが、人数の違いにより、連携施設から集団保育の機会の提供や交流や助言・指導等の支援を受けながら保育実施することとなる。

委員：家庭的保育事業との違いは何か。

事務局：家庭的保育事業は1名～6名（宇治市は5名）まで、小規模保育事業は6名～19名である。また、家庭的保育事業は保育士と保育補助者で行っている。

委員：所長の設置は不要なのか。

事務局：実施要件では不要である。管理者を置くこともある。

————— 以下、非公開部分 —————

(3) 選考に係る基準及び方法について

選考に係る基準及び方法についての事務局説明及び審議

(4) 応募状況について

応募状況についての事務局説明及び審議

(5) 選考

選考の流れについての事務局説明及び審議

5 閉会

次回日程は11月21日（月） 午前9時30分からうじ安心館3階大会議室。

小規模保育事業実施法人の選考について審議を行う。

なお、次回会議は選考そのものに関わるため、非公開とする。